



「おいしいね!」ふるさと給食にはじける笑顔

11月9日、今年もイクラ丼が町内小中学校に給食として振舞われました。

このイクラは、町内の児童生徒に安全で美味しいイクラを食べてもらい、地元の特産品を再認識してもらおうと、町水産加工振興協会(神内正昭会長)が毎年無償で提供してくださっているもので、15回目になる今年は、児童生徒と教職員約600食分(37.5kg)の無償提供をいただきました。

この日は、「ふるさと給食」として他にも鮭や牛乳、大根などの地場産品をふんだんに使った献立になっており、子どもたちはイクラ丼を美味しそうにほおぼっていました。

文化の秋・芸術の秋

標津町文化祭・三地区文化祭・造形まつりを開催

標津町文化祭

10月29日から11月4日まで、町生涯学習センターあすばるで、標津町文化祭が開催されました。

あすばるのロビーやホールにはサークルなどの団体、個人が作成した絵画、書道、写真、キルトや陶芸、手芸などの力作が展示されました。

また、文化の日の11月3日には、芸能発表が行われ、標津高校ボランティア部の進行などの協力を得て、伝統芸能などが披露されました。



三地区文化祭

川北・古多糠・北標津の三地区文化祭が、11月9日から11月13日まで川北生涯学習センターで開かれました。

ホールや和室などに、個人・団体・サークルが制作した、ガーデニング、押し花、編み物、陶芸など力作が展示されました。文化祭初日の11月9日には新そばまつりが開かれ、多くの来場者がおもしろいそばに舌鼓を打ちました。



標津町造形まつり

町教育委員会では、保育園・幼稚園児、児童生徒の創作意欲を高め、各園・各学校の作品をおして交流を行うことなどを目的に、11月13日から11月20日まで、町生涯学習センターあすばるで造形まつりを開催しました。42回目となる今年も町内の保育園・幼稚園児、小中学校・高校の児童生徒などが作成したすばらしい作品が多目的ホールに展示され、各園・各校の園児と児童生徒や保護者らが鑑賞に訪れていました。



平成24年度標津町中学生 英語暗唱・弁論発表・実践発表大会

11月3日、町生涯学習センターあすばるで平成24年度標津町中学生英語暗唱・弁論発表大会が行われました。

伝統あるこの大会も今年からは、2つの中学校での大会となり、文化の日の標津町文化祭に合わせて開催しました。

英語暗唱大会には、1年生2人、2年生4人、3年生は2人一組となり8人が出場し、川北中1年佐藤航くん、標津中2年、山形菜月さん、標津中3年菅野真美さん・本村京香さんがそれぞれ最優秀賞に輝きました。

弁論発表会の結果は、最優秀賞に標津中2年山形菜月さん、優秀賞には川北中2年の大沼朋美さんと標津中1年の加瀬朱里さんが受賞し、標津中の山形さんと川北中の大沼さんが来年度の少年の主張根室地区大会へ標津町代表として選ばれました。



お知らせします

まち 郷土の台所事情



財政状況の公表②

前月号に引き続き、本町の財政状況をお知らせします。

今回は、「平成23年度普通会計決算額を家庭の収支に例えた場合」や「借入金と貯金の残高」をお知らせします。

平成23年度 普通会計決算額

普通会計：財政の統計で使用する会計区分。
本町の場合は一般会計を指します。

年収500万円の
家計に例えると

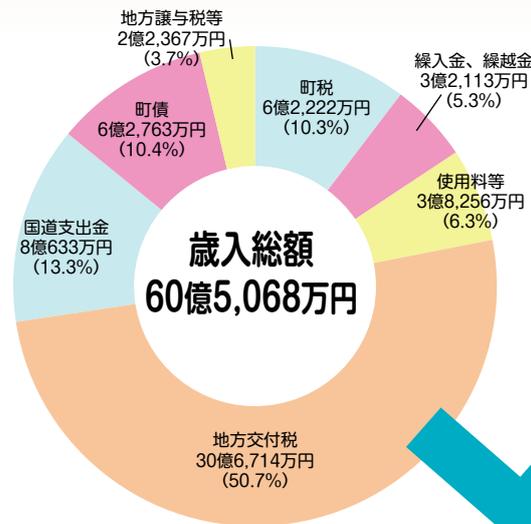
歳入

1年間の収入額

- 町税：**町民税や固定資産税など皆さまから納めていただいた税金
- 繰入金・繰越金：**基金の取り崩しと前年から繰り越されたお金
- 使用料等：**各施設の利用料金や証明書発行の手数料など
- 地方交付税：**全国どこに住んでいても公平なサービスが受けられるように、国から所得税などの国税の一定割合が交付されるもの
- 国道支出金：**事業や事務を実施するために国や道から交付された補助金など
- 町債：**事業実施のための借入金
- 地方譲与税等：**国や道に納められた税金の一部が配分されるもの

町民1人当たりが負担する町税
11万656円
【参考：札幌市は14万1,154円】

※札幌市が公表している平成24年度当初予算における金額です。



【町の科目→家計の科目】
町税、地方交付税等→給料など
国道支出金等→親からの仕送り
繰入金、繰越金→貯金引出
町債→借入金

地方交付税は、所得税などの国税の一定割合が交付されるものですが、国が地方に代わって徴収する地方税（地方固有の財源）とされていることから、「親からの仕送り」ではなく、「給料など」に区分して作成しています。

【収入の部】

給料など337万円

親からの仕送り
85万円

貯金引出26万円

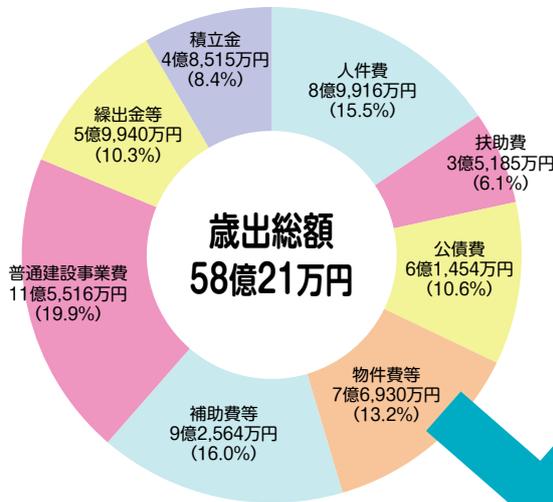
借入金52万円

歳出

1年間の支出額

- 人件費：**職員の給料や議員の報酬等
- 扶助費：**高齢者や障がい者、児童への援助費など福祉関係の経費
- 公債費：**町債の元利償還金
- 物件費、維持補修費：**事業や施設の運営経費（委託料、光熱水費ほか）及び施設の維持補修経費（修繕料、除雪費）
- 補助費等：**各種団体への補助金、交付金や保険料など
- 普通建設事業費：**道路や建物の建設事業費や土地購入費など
- 繰出金等：**各特別会計へ制度上または収支不足を補うために支出するものなど
- 積立金：**基金への積立金、町の貯金

町民1人当たりが受けるサービス
103万1,515円
【参考：札幌市は44万7,514円】



【町の科目→家計の科目】
人件費→食費
扶助費→医療・介護
物件費、維持補修費→光熱水費、通信費
補助費等（負担金）→租税公課、保険料

補助費等（補助金）→交際費
普通建設事業→財産購入
繰出金等→子どもへの仕送り
公債費→借入金返済
積立金、収支差引→積立、繰越

【支出の部】

食費77万円

医療・介護30万円

光熱水費、通信費
66万円

租税公課、保険料
68万円

交際費12万円

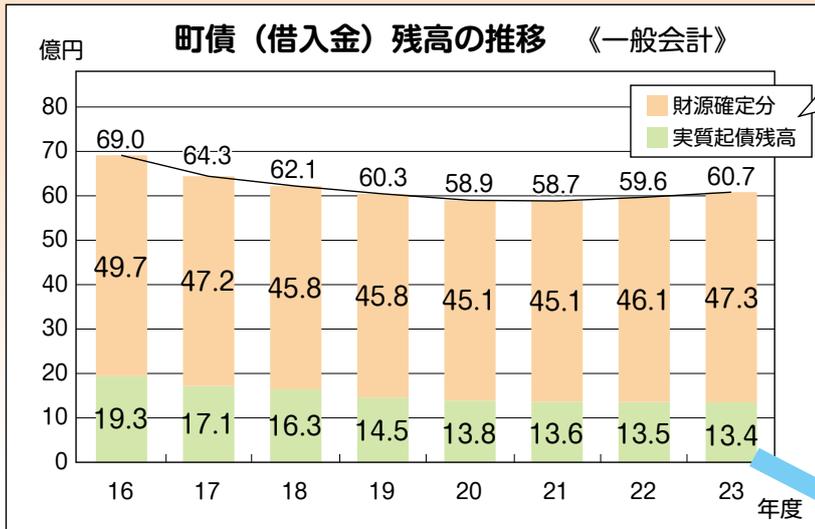
財産購入100万円

子どもへの仕送り
52万円

借入金返済
53万円

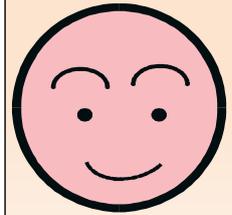
積立、繰越42万円

まちの借入金残高



「財源確定分」
将来、地方交付税
や使用料などで賄
われる部分

「実質起債残高」
財源確定分を除い
た実質的な借入金
残高



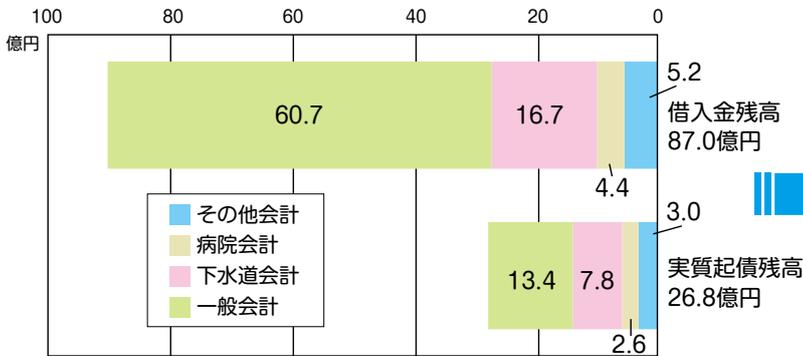
国の景気対策などで多額となっていた借入金残高ですが、借入額を抑制してきたことにより、その残高が減少しています。今後も借入金残高の減少を図ることとしております。

町民1人当たりの借入金残高は…

24万円 (前年も24万円でした)

借入金残高を単純に人口で割り返した町民1人当たりの借入金残高は、108万円となりますが、地方交付税や使用料などで賄われる部分を除いた実質的な町民1人当たりの残高は24万円となります。

【参考】全会計の借入金残高



特定の収入で事業を行う下水道会計や病院会計などを含む全会計の借入金残高は、87億円ですが、上記のように将来地方交付税などで補てんされる部分がありますので実質的な残高は26億8千万円となります。

まちの貯金残高

基金(貯金)は、特定の事業実施のためや収入不足を補うために積み立てているものです。地方交付税の削減などにより平成19年度までは減少していましたが、平成20~22年度は国の経済対策などの支援もあったことから積立額を増やしています。今後も計画的な運用(積み立てまたは取り崩し)を実施します。



町民1人当たりの貯金残高は…
70万円 (前年は62万円でした)

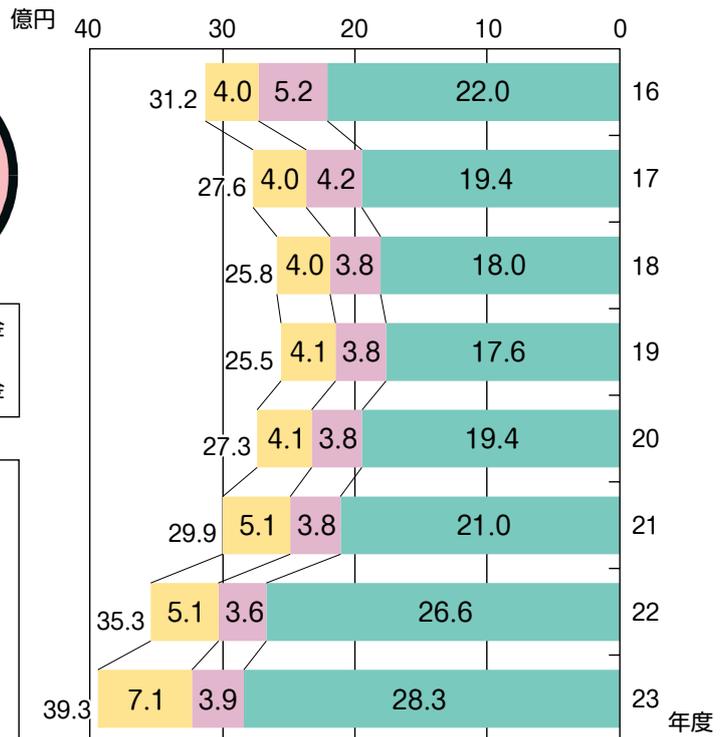
■ 特定目的基金
■ 減債基金
■ 財政調整基金

「財政調整基金」
災害発生などの緊急の支出への対応や年度間の財源の不均衡を調整するための基金

「減債基金」
借入金の返済を計画的に行うための基金

「特定目的基金」
各種事業を計画的に実施するための基金
当町では現在「酪肉経営振興対策基金」や「水産振興基金」、「ふるさと新生プランステップⅡ推進基金」など15の特定目的基金を設置しています

基金(貯金)残高の推移



「日本で最も美しい村」連合の 加盟資格再審査が行われました

広報8月号でもお知らせいたしましたが、当町は平成19年10月、「地域ハサップ事業」や「エコ・ツーリズム事業」への住民参加、知床連山や忠類川サーモンフィッシングの景観、ポー川史跡自然公園などの地域資源が高く評価され、NPO法人「日本で最も美しい村」連合へ、10番目として加盟することができました。加盟審査の際には、課題としてメインストリートや町並みの「景観整備」など、一般観光客が訪れてみたくなる景観スポットなどへの取組みの必要性が指摘されました。

連合では、加盟町村それぞれの地域資源の保全・進化へ向けた取組みや、与えられた課題を克服するための取組みの成果を確認し、「日本で最も美しい村」としての資格基準を満たしているかどうかについて、加盟から5年ごとに再審査を行うこととしており、平成19年に加盟した当町はちょうど本年が加盟から5年目に当たることから、去る10月31日から11月1日までの2日間の日程で、連合の杉理事、市原資格審査委員のお二人が来町し、再審査が行われました。

ヒアリングでは、加盟から5年経った現在でも地域ハサップの変わらぬ取組みによる日本一きれいな漁港の維持、エコ・ツーリズム事業をけん引する町民ガイドの頑張り、ポー川史跡自然公園の文化財や町の歴史を生かした活動など、着実に前進している活動をアピールしました。

また、加盟時に与えられた課題を克服するための取組みとして、町民との協働による「彩りのあるまちづくり事業」、町民のボランティアによる環境美化や景観づくりの活動、活メや鮭節などの新しい地域ビジネス、町の再生可能エネルギーへの取組みなどについて説明しました。



秋サケ水揚げ見学の様子

さらに、実際にまちづくり活動に深く携わっていただいている町民の方々との意見交換会が開かれた他、標津漁港での秋サケ水揚げの様子や川北温泉、ポー川史跡自然公園など町の地域資源の現地視察が行われました。

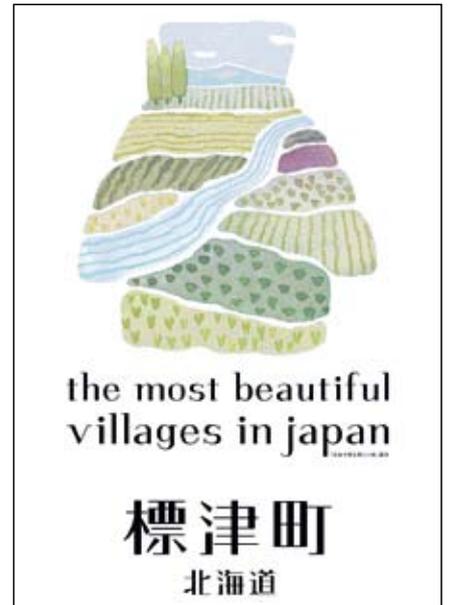
日程の最後には2人の資格審査員からの町の説明や現地視察を終えての講評があり、地域ハサップの徹底した衛生管理や関係者の自主性・継続性、エコ・ツーリズム事業の体験プログラムの豊富さと町民ガイドの熱心な取組み、農村地域である川北で「鮭節」という新しいビジネス

が起り雇用を生んだことに対する興味深さなどが、高い評価をいただきました。

一方、初めて訪れた観光客でも分かりやすい景観ポイントづくりや、メインストリートとなる国道の彩りづくり、観光客が長く留まるような施設の整備などが課題として挙げられました。

町としては、これら新たな課題に対してどのように取り組んでいくか今後検討を行いたいと考えておりますが、課題克服のためには行政のみならず、町民全体を巻き込んだ活動が必要になります。引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、正式な審査結果は、来年2月頃通知がある予定となっております。その際には改めて町民の皆さんにお知らせいたします。





藤本支部長代行より寄贈を受ける吉田副隊長

法人会が町民の安心・安全を守る活動に助成

地域貢献活動の一環として、特例社団法人根室地方法人会標津支部（藤本靖支部長代行）が、10月18日、商工会で標津町防犯ボランティア組織「レッドシャドー」とNPO法人「南知床・ヒグマ情報センター」に活動資金として、それぞれ10万円を贈呈しました。

藤本支部長代行は「町民の安心・安全を守る活動に役立てて欲しい」と激励され、レッドシャドーの青木敏則隊長は「新しい回転灯の購入などに大切に使用してもらい、より一層の活動の振興につなげたい」とお礼と思いを述べられていました。

元気いっぱい!! 高齢者演芸発表会が大盛況!

町老人クラブ連合会（渡邊文雄会長）の主催で10月24日、第26回標津町高齢者演芸発表大会が町生涯学習センターあすばるで開催されました。

発表会では、町内各老人クラブから32組121人の芸達者の皆さんが出演し、カラオケ、踊り、コーラス、マジック、大正琴、民謡などの幅広い演芸を披露しました。普段から練習を続け磨き上げた演芸を見に、会場には家族や友人など多くの観客が詰めかけ、声援や拍手が続く中、大いに盛り上がり楽しいひと時となりました。



練習の成果を披露



町長に説明する推進チームのメンバー

美しい街づくりに向けた実践計画が始動!!

町民主体のまちづくり計画である「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」の推進と確実な実践を図るため、役場中堅職員により結成された、ふるさと新生プラン・ステップⅡ推進チームは「標津町の美しい町づくりに向けた実践計画」を作成し、10月24日に町長へ手渡しました。

取り組みの第一歩として、10月27日には忠類地区にある廃屋の割れた窓に目張りを行うなどの景観・防犯対策が行われ、今後は、より町民の意見を取り入れながら「標津町の美しいまちづくり」に向けての取り組みを推進していきます。

お父さんと遊ぶと楽しいね! 育メンパパの日開催!

親子交流館「おひさま」では、仕事に忙しいお父さんにも子育てに参加してもらおうと、毎月最終日曜日を「育メンパパの日」と定め、お父さんが子供と遊ぶ時間を提供しています。

3回目となる10月28日には、5組15人の参加が見られ、交流館の様々なおもちゃで遊んだり、牛乳パックを使った風車づくりを親子で楽しみました。お父さんに肩車してもらったり、一緒におもちゃで遊んだりとお父さんとの絆を深める時間となりました。



子どもたちと遊ぶパパたち



大量のごみを集めるJA標津青年部

「川の環境保全に貢献したい」 JA標津青年部が清掃活動

標津町農業協同組合青年部(安達永補部長)10人が、11月6日、サーモンパークから標津橋にかけての標津川流域で清掃活動を行いました。

同青年部は、町の発展につなげるため、基幹産業である農業と漁業の相互理解を深める活動を推進してきており、今回は「上流に住む者として川の環境保全に貢献しよう」という思いから清掃活動を実施。空き缶やペットボトルなど、散乱する大量のごみを協力して拾い集める姿から、これからの標津を担う熱い思いが伝わってくるようでした。

北部方面総監から感謝状が贈られる!

陸上自衛隊北部方面隊の充実発展と隊員の士気高揚に貢献した功績者として、佐々木一則さん(北3東1)に北部方面総監感謝状が11月9日、町役場で陸上自衛隊標津分屯地 大場司令より手渡されました。

昭和62年から標津町自衛隊協力会役員を歴任し、平成13年より会長として自衛隊の各種行事に積極的に協力・支援するなど、永年に渡り防衛基盤の育成に多大な貢献により感謝状が贈られました。

受賞した佐々木さんは「関係者、協力会員の協力によりここまでこれた。今後の活動の励みとしたい」と話されました。



記念の盾を手にする佐々木さん(中央)

● 災害時の備えは万全ですか? ●

今年の6月に北海道から出された津波想定は、太平洋沿岸での最大級の津波を想定したもので、これを元に、9月に全戸配布いたしました「標津町防災マップ」を作成しました。しかし、津波の波源が根室半島から北東の色丹島や択捉島沖にまで拡大した場合、根室海峡沿岸ではさらに津波が高くなる可能性もあります。



津波調査の様子

このため、道で発表した「最大級」の津波よりも高い津波が過去に標津町沿岸へ来襲したことがあるのかを確かめるために、町では独自で津波堆積物調査を行っています。詳しい分析は、これから北海道大学地震火山研究観測センターの協力を得ながら進めてゆきます。

今年度は住吉地区の茶志骨川沿いを中心に調査を行いますが、今後全町の沿岸部に調査対象を拡大する予定で、来年度以降、必要に応じて調査結果を地域防災計画に反映してゆく予定です。

住民の皆様には津波堆積物調査に対し、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

冬を前に、一度「標津町防災マップ」に掲載されております非常持ち出し品のチェックをしてみてください。ほとんどが町内の各商店で揃う物ですし、セットとして販売している事業所も町内にあります。詳しくは下記までお問い合わせください。

また、先月にも記載しました標高についてのお問い合わせも下記にて随時受け付けております。

問合せ先 住民生活課(担当:和田) ☎82-2131 内線125

後期高齢者医療制度のお知らせ

第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」が平成24年度末で期間満了を迎えることから、平成25年度からの新たな広域計画（第2次広域計画）を策定します。この第2次広域計画の策定にあたり、次のとおり広く住民の皆さまからご意見を募集します。

■募集案件について

【募集案件】『第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）』について

【募集期間】平成24年12月7日～平成25年1月7日（必着）

■公表する資料について

『第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）』

■資料及び募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ（<http://iryokouiki-hokkaido.jp>）に掲載するとともに次の場所で配布しています。

■問い合わせ先

・北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）

高額な外来診療を受けるとき

平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取扱いが変更となり、「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。

■必要な手続きについて

区 分	必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
非課税世帯	「減額認定証をお持ちでない方」は、事前に交付の申請が必要です (役場住民生活課で手続きをしてください)	「保険証」と「減額認定証」を提示してください
課税世帯	特に手続きはありません	「保険証」を提示してください

◎病院・薬局などで提示した場合の
ひと月あたりの窓口負担限度額

区 分	外来受診の 窓口負担限度額	
課税世帯	現役並み所得者	44,400円
	一 般	12,000円
非課税世帯	減額認定証 交付対象者	8,000円
	区分Ⅱ	
	区分Ⅰ	

◎減額認定証の交付対象となる方
(次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です)

区分Ⅱ・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
・老齢福祉年金を受給されている方

※なお、非課税世帯で減額認定証を窓口に表示しない方は従来どおりの手続きとなります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額を後日支給します)

問合せ先:住民生活課 医療給付担当 ☎82-2131

町職員の給与・町職員数のあらまし

町職員の給与は、職務に応じた給料と各種諸手当から構成されており、国や他の地方公共団体の給与との均衡を考慮し、町議会で議決された「標津町職員の給与に関する条例」によって決められています。

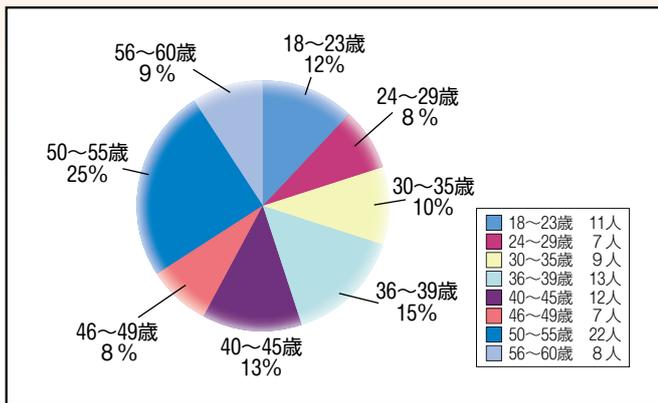
また、職員の給与と使用者負担分の共済費を合わせた経費を人件費といいます。

この内容を町民の皆さまにご理解いただくため、職員数の状況とともに、その概要をお知らせします。

(4) 一般行政職の年齢別職員数の状況

(平成24年4月1日現在)

一般行政職員の平均年齢は41.5歳、全道市町村平均(23年)は45.3歳になります。



職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

人件費には、一般職をはじめ特別職に支給される給与と共済費などの使用者負担に係る経費が含まれています。

また、月々の給料と諸手当を合わせた職員給与費は(2)のとおりです。

区分	住民基本台帳人口	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 (B/A)	(参考) 22年度の 人件費比率
23年度	H24.3.31現在 5,697人	千円 5,800,210	千円 243,089	千円 846,889	% 14.6	% 14.4

(2) 職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費			一人当たり給与費 (B)/A
		給料	職員手当	計(B)	
24年度	人 104	千円 379,243	千円 190,374	千円 569,617	千円 5,477

※職員手当は、扶養、通勤、住居、期末・勤勉手当などで、退職手当は含まれていません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般会計	円 306,309	円 350,126	歳 41.5	円 297,750	円 312,500	歳 49.3

※「平均給料月額」は、平成24年4月1日現在における基本給の平均で、「平均給与月額」は、職員手当などの額を合計したものです。

職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日)

町職員の定数は、条例で上限167人と決められています。

区分	職員数			摘要
	平成23年	平成24年	前年増減数	
一般行政	84人	82人	▲2人	議会・総務・税務・農林水産・商工・土木・民生・衛生等職員
特別行政	23人	22人	▲1人	教育関係職員
公営企業等会計	47人	46人	▲1人	簡易水道・下水道・病院・国民健康保険・介護保険等職員
合計	154人	150人	▲4人	

(2) 職員の採用及び退職者の状況

定員適正化目標では、有資格職員を除く定年退職者の2分の1の数を補充することとしています。(有資格職員とは、保育士、栄養士、看護師などの職員です)

(平成24年4月1日付採用/平成23年度退職等)

区分	採用	退職			合計
		定年	自己都合	その他	
一般職	5人	▲3人	▲4人		▲2人
技能労務職		▲2人			▲2人
合計	5人	▲5人	▲4人		▲4人

※採用の内訳は、事務職5人。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況

職務の内容と責任の程度に応じた区分に分かれています。

(平成24年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	係長主査主任	主幹係長	課長参事主幹	課長	
職員数	17人	5人	26人	25人	13人	3人	89人
構成比	19.1%	5.6%	29.2%	28.1%	14.6%	3.4%	100%

※「一般行政職」とは、保健師、医療技術職、教育職などの特殊な職種を除いた一般事務職や一般技術職をいいます。

(7) 期末・勤勉手当と退職手当の状況

期末・勤勉手当および退職手当の支給率は次のとおりです。

国（国家公務員）では、期末・勤勉手当に役職に応じた加算率が算定されており、町でも平成24年度から役職加算を20%削減して適用しています。（昨年度まで適用なし）

また、退職手当は退職理由と勤続年数に応じた支給率に退職時の給料月額を乗じて算出されます。

（平成24年4月1日現在）

区分	標津町			国		
期末・勤勉手当	一般職員	期末手当	勤勉手当	一般職員	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.6月分	1.35月分	計	2.6月分	1.35月分
	年間支給率		3.95月分	年間支給率		3.95月分
※加算措置の状況 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4~12% ※管理職員については、各期末・勤勉手当の率は異なるが年間支給率は同率。			※加算措置の状況 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25% ※勤勉手当は勤務実績により支給率が異なります。（上記率は平均支給月数）			
退職手当	支給率	自己都合	定年	町・国ともに同率です。ただし、その他の加算措置として、国は定年前早期退職措置（2~20%加算）、町は、（2~10%加算）適用しています。		
	勤続20年	23.50月分	30.55月分			
	勤続25年	33.50月分	41.34月分			
	勤続35年	47.50月分	59.28月分			
	最高限度額	59.28月分	59.28月分			

(8) 特別職の報酬等の状況

（平成24年4月1日現在）

町長・副町長・教育長の報酬月額は、平成18年4月1日から当分の間8%~12%の削減をしています。

区分	給料月額等		
給料	町長	846,800円（当分の間 745,000円）	
	副町長	677,700円（ // 610,000円）	
	教育長	610,400円（ // 562,000円）	
報酬	議長	295,800円	
	副議長	237,400円	
	議員	187,000円	
期末手当	町長	6月期 1.65月分	
	副町長	12月期 1.75月分	
	教育長	計 3.4月分	
退職手当	町長	6月期 1.5月分	
	副町長	12月期 1.9月分	
	教育長	計 3.4月分	
		（算定方式）	（支給時期）
	町長	給料月額×5.126月×4年	任期毎
	副町長	給料月額×3.234月×4年	
	教育長	給料月額×2.838月×4年	

期末手当は職員と同じく、役職加算を20%削減して適用しています。

☆給与・定員管理の状況は、標津町ホームページでも、詳細を公表しています。

ホームページアドレス

<http://www.shibetsutown.jp>

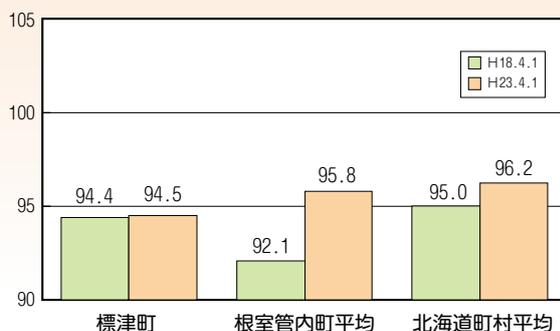
(4) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（平成24年4月1日現在）

区分	決定初任給	10年以上~15年未満	15年以上~20年未満	20年以上~25年未満	
一般行政職	大学卒	172,200円	277,625円	304,133円	346,000円
	短大卒	149,800円	263,900円	305,425円	321,900円
	高校卒	140,100円	237,350円	269,014円	312,328円

(5) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



(6) 職員手当の状況

（平成24年4月1日現在）

給料以外の手当には次のものがあり、それぞれ支給される職員の範囲、手当の額などが定められています。

区分	内容	月額	国の制度と異なる内容	
扶養手当	配偶者	13,000円	同	
	配偶者以外	1人につき 6,500円 職員に配偶者がいない場合についてはそのうち1人のみ 11,000円		
	16歳から22歳までの子の加算	5,000円		
住居手当	持家	5,000円	異 (持家手当無し) (借家月額12,000円以上)	
	借家月額11,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃額に応じて支給	限度額 28,000円		
通勤手当	自家用車等利用		異 (通勤距離区分13区分 2,000円~ 24,500円)	
	片道距離	2km~5km未満		3,000円
		5km~10km未満		4,500円
		10km~14km未満		6,600円
		14km~18km未満		8,900円
18km以上	11,300円			
管理職手当	町長が指定する課長職等	35,000円	異 (一般行政職16区分)	
	会計管理者、課長、参事職等	30,000円		
	主幹職	20,000円		
寒冷地手当	11月から3月までの期間、各月の初日に在職する職員に支給		異 (級地区分)	
	世帯主	扶養親族等がいる職員		26,380円
		扶養親族等がいない職員		14,580円
その他の職員	10,340円			
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給		同	
	平成23年度（一般会計職員）	支給総額 16,410千円 職員1人当たり支給年額 210千円		前年比▲2,056千円 // ▲17千円

職員の分限及び懲戒処分の状況

平成23年度の職員の分限（免職・休職等）及び懲戒（減給・停職等）処分はありません。

※分限処分とは、公務能力の維持を目的に職員に対してされる処分、制裁的なものではありません。

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い、秩序の維持を図るための制裁的な処分です。

職員福祉の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

(平成23年度)

事業名	事業概要
総合健康診断	40歳以上は毎年受診、30歳以上39歳以下は隔年受診。(81人受診)
定期健康診断	総合健康診断の対象外の職員が毎年度受診。(31人受診)
衛生委員会	職員の疾病を未然に防止し、快適な職場環境の形成を目的に開催。

(2) 公務災害等の状況

平成23年度申請件数	平成23年度認定状況			平成23年度末未認定件数
	公務上	公務外	計	
2件	1件	1件	2件	0件

職員の研修の状況

根室町村会主催	道主催	町主催	その他
13人	13人	19人	5人

※総務課所管分

- ・根室町村会では、新規採用や一定の年数を経過した管内の町職員を対象に各分野の研修会を開催。
- ・道主催は、各種専門課程を全道の市町村職員を対象に道庁舎で開催。
- ・町主催は、全職員を対象に講師を招へいた研修会を開催。

公平委員会に係る業務の状況

平成23年度、勤務条件に関する措置要求^(※①)、不利益処分に関する不服申し立て^(※②)については、該当ありません。

^(※①)職員が給与や勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

^(※②)懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員が、不服申し立てをすることができる制度。

平成23年度町長交際費支出状況

区分	梅やみ法	お祝い	見舞い	餞別	募金等寄附的なもの	懸案事項等処理	計
件数	69件	4件	2件	7件	4件	15件	101件
金額	685,000円	80,000円	20,000円	90,000円	107,000円	309,000円	1,291,000円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(1) 定員適正化目標

本計画は、平成23年4月に策定された標津町ふるさと新生プラン・ステップⅡにおいて、町が人件費を支弁している全ての職員（役場、病院、消防などの職員）数から、前年度定年退職者数の2分の1の人員を補充することを基本として推計する目標です。

(2) 定員適正化計画の年次別進捗状況の推移

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
前年度末職員数①	178	171	172	170	169	172
新規採用職員数②	3	10	5	4	5	2
内訳	定年補充	0	3	3	4	4
	その他	3	7	2	0	1
年度当初職員数③ (①+②)	181	181	177	174	174	174
退職者数④	▲10	▲9	▲7	▲5	▲2	▲6
年度末職員数⑤ (③-④)	171	172	170	169	172	168
前年度との比較⑥ (⑤-①)	▲7	1	▲2	▲1	3	▲4

※平成24年度当初職員数までは実職員数を記載し、平成24年度末退職者数以降は、標津町ふるさと新生プラン・ステップⅡにより推計した数値です。

※平成24年4月1日現在の177人の実職員数の内訳は、役場150人（病院・教育委員会等職員含）、根室北部消防事務組合標津消防署20人、根室北部衛生組合7人です。

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

役場の開庁時間は、8時00分から18時00分までですが、標準的な職員の勤務時間は次のとおりです。

1週間の労働時間	38時間45分 (1日につき7時間45分)
月曜日から金曜日までの割り振り	8時30分から17時15分まで
休憩時間	12時00分から13時00分まで
週休日勤務の場合	振替休暇による代休措置
開庁時間に伴う時差出勤の場合	各課内において調整

※病院・保育園などでは、勤務形態が異なります。

(2) 休暇等の状況

年次休暇	暦年20日（残日数20日を限度として繰越）
病気休暇	90日間（ただし、結核など町長が特に必要と認める場合については、1年以内の期間）
特別休暇	親族の死亡（配偶者10日・父母7日・子5日ほか） 結婚6日以内、配偶者の出産3日以内、子の看護休暇5日以内、産前産後の休暇（分娩予定日前8週間目（多児妊娠の場合にあつて、14週目）、分娩後8週間目にあたる日までの必要な期間）など

(3) 職員の年次休暇の取得状況

(平成23年1月1日～平成23年12月31日)

総取得日数(a)	全体対象職員数(b)	平均使用日数(a)÷(b)
393日	65人	6日

※調査対象は、首長部局に勤務する職員です。

心臓と自律神経



健康 いちばん

標津町保健福祉センター
健康推進担当

☎82-1515



心臓は全身に血液を送りだすポンプの働きをします。1分間約70回、1日約10万回、一生動き続ける働き者です。

心臓のリズム

心臓は心臓の細胞に流れる電気の刺激で動いています。また、心臓の中には左右2つ上下2つ合計4つの部屋があります(図1)。電気の発信源から電気信号が流れると、右心房・左心房(上の2つの部屋)が収縮して「ぼん」となり、それが合図となり、右心室・左心室(下の2つの部屋)が「ぎゅっ」と収縮します。「ぼん」→「ぎゅっ」→「ぼん」→「ぎゅっ」の繰り返しで心臓は動いています(図2)。

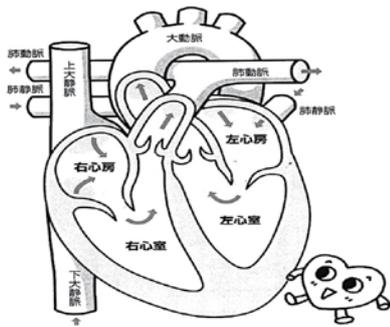


図1 心臓の4つの部屋

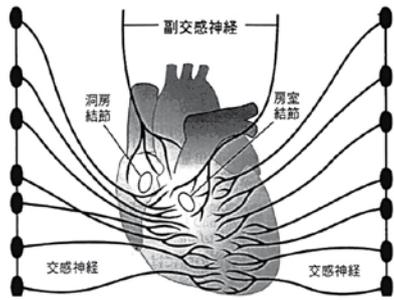


図3 心臓を調節している交感神経と副交感神経

心拍数は自律神経の交感神経や副交感神経によって調節されています。その働きは自分で意識しなくても調節し、身体を環境を整えます(図3)。交感神経が刺激されると1分間に70回の方が180回になることもあります。逆に副交感神経が刺激されると心拍が遅くなったり、止まることもあります。

心拍数(心臓が動く回数)の調節

P波は心房の状態

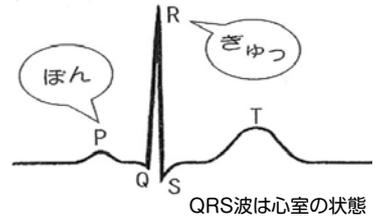


図2 心電図の正常波形

① 交感神経が働くときは？
活動力を高め、危険なときに体を守るように働きます。また、ストレスに対抗するときも働きます。
〈主な要因〉痛み、出血、体温の変化、飢餓などの身体的なもの。睡眠不足、疲労、緊張、不安、怒りなどの心理的なもの。

② 副交感神経が働くときは？
リラックスしているとき、食後に消化作用が働いているとき(身体の細胞に栄養を蓄えているとき)、眠いときなど

どちらの神経もバランスよく働くことで身体の調子が保たれます。

自律神経と心臓の関係

自律神経のはたらきが悪くなり交感神経や副交感神経のバランスがくずれると心臓に影響を及ぼします。その1つに「心房細動」という不整脈があります。

*心房細動とは・・・

電気リズムの合図を無視して心房の細胞がバラバラに動きだし心房が震えている状態をいいます(図4)。

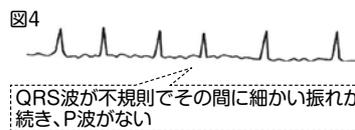


図4

QRS波が不規則でその間に細かい振れが続き、P波がない

前述の「ぼん」→「ぎゅっ」が上手くいかなくなり、心室から十分な血液を全身に送り出すことができなくなることができなくなっています。また、心房内の震えが原因で心房内の血液がよどみ塊(血栓)ができやすくなります。血栓が脳に流れていくと脳梗塞の原因になります。特に高血圧、糖尿病、高齢の方は発症しやすいです。

自律神経活動からみた心房細動の分類

交感神経緊張型：発症は日中に多い。(要因)運動、緊張、ストレス、年齢、性差なし。
副交感神経緊張型：発症は夜間に多い。(要因)睡眠、安静、食後、飲酒後。60歳以下の男性に多い。

混合型：特徴がないもの。自覚症状はドキドキする動悸、脈の不整(バラバラ感)などです。

心配な方は、生活習慣を見直し、動悸や不整脈がおさまらなければ受診をお勧めします。

国民年金は、あなたが主人公です

あなたのための
“国民年金”

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか？

平成24年度分の国民年金保険料の納め忘れがないか、
今一度ご確認ください。

年金保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっており、老齢基礎年金は保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が25年（300月）以上で受給権利が発生します。

受け取る年金額は保険料を納めた期間で計算され、25年（300月）に満たないときは年金を受け取ることができません。また、未納のままにしておくと、万が一のとき障害年金が受け取れないことがありますので、経済的理由で保険料を納付できないときは、免除制度をご利用ください。（一定の所得制限があります）

【60歳以上の任意加入について】

- 60歳到達までに、25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金を受け取れない方は、任意加入により受給資格を得ることができる場合があります。
- 40年（480月）の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受け取れない場合は、任意加入により満額若しくは満額に近づけることができます。

※任意加入には年齢制限があります。

※保険料を40年（480月）満額納めた場合の老齢基礎年金受給額

【平成24年度】年間78万6,500円（月6万5,541円）

年金相談は完全予約制です！

毎月、中標津町役場で開設されます「社会保険事務相談所」を利用される方は、相談日の10日前までに予約が必要となります。

予約申込先 釧路年金事務所
お客様相談室（☎0154-61-6000）



1月の社会保険事務相談所開設日

日 時：8日（火） 12時～17時 場 所：中標津町役場
9日（水） 9時～15時

ご本人や配偶者の年金記号番号、加入期間などを調べてお出かけください。

相談・お問合せはお気軽に住民生活課国民年金担当まで

町長の動静

（10月21日～11月20日）

- 【10月21日】 東京都 第34回東京標津会総会
 - 【10月22日】 奈良県 シャープ(株)ソーラーソリューション事業推進本部表敬訪問
 - 【10月31日】 日本で最も美しい村連合再審査
 - 【11月1日】 標津町教育委員会委員辞令交付
 - 【11月7日】 釧路市 釧路・根室広域地方税滞納整理議会構成市町村長会議ほか
 - 【11月9日】 自衛隊北部方面感謝状伝達式ほか
 - 【11月12日】 札幌市 北海道市町村職員共済組合及び福祉協会理事会
 - 【11月14日】 中標津町 根室中標津空港ビル(株)取締役会
 - 【11月18日】 羅臼町 知床らうす国民健康保険診療所竣工祝賀会
 - 【11月19日】 東京都 日本で最も美しい村連合「公式ガイドブック」出版記念パーティー
 - 【11月20日】 東京都 北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会秋季要望
- <以上、主なもの>

乳幼児健康相談日程

12月21日（金） 会場：ひまわり

12カ月、2歳	9時～10時
6、9カ月	13時30分～14時30分

問合先 保健福祉センターひまわり
☎82-1515



12月のごみ収集日

一般廃棄物収集区域 （有料）	可燃ごみ （祝日は休み）	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみA 空缶、ペット・トレイ 発砲、容器包装（プラ） びん、新聞、雑誌	資源ごみB 空缶、ペット・トレイ 発砲、容器包装（プラ） 容器包装（紙） 紙バック、段ボール
若草町・新川上町・川上町・栄町 緑町・曙町・弥栄町・伊茶仁	月・木	6日（木） 20日（木） 1月10日（木）	10日（月） 27日（木） 1月17日（木）	3日（月） 17日（月） 1月7日（月）
本町・鳩ヶ丘町・双葉町・望ヶ丘町 桜木町・住吉町・東浜町・茶志骨	火・金	7日（金） 21日（金） 1月11日（金）	11日（火） 25日（火） 1月15日（火）	4日（火） 18日（火） 1月8日（火）
川北全域・北標津・西北標津・忠類 浜古多糠・古多糠全域・薫別・崎無異	水・土	8日（土） 22日（土） 1月12日（土）	12日（水） 26日（水） 1月16日（水）	5日（水） 19日（水） 1月9日（水）

※12月30日～1月6日まで、ごみ収集業務は休業しますのでご注意ください。

※粗大ごみの収集は収集日の前日までに事前の申し込みが必要です。

★粗大ごみ収集の申し込みは、渡邊清掃(株)☎0120-79-3106まで。

1 汲み取り 月の実施地域

汲取月は各地区3カ月毎に年4回設定しています。

便槽が満杯にならなくても汲取月には必ず汲み取っておくなど、余裕を持ってお申し込みください。

実施地域 川北全域、北標津、西北標津

申込期限 12月25日（火）

申込先 渡邊清掃(株)

☎0120-79-3106

貸付制度

就学援助を ご利用ください

町教育委員会では、小・中学校の児童生徒の学校生活のために必要な資金を援助しています。

対象者

生活保護を受けている、失業中である、収入が少ないなど、経済的に困っている方。

※認定基準に基づきます。

受けられる援助費

▽学用品費▽修学旅行費
▽体育実技用品費▽給食費

申込・問合せ先

教育委員会管理課
(☎82-3110担当:境、渡邊)

電子証明

電子証明の更新手続きは もうお済みですか?

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は3年間となっており、失効すると国税の電子申告(e-TAX)などの電子申請・届出サービスを受けることができなくなります。

有効期間満了日の3カ月前から手続きが可能ですので、更新を希望される方はお申し出ください。

なお、有効期間の確認は、申請時にお渡ししている「電子証明書の写し」をご確認ください。

持参いただくもの

- ・更新する電子証明書が格納された住基カード
- ・本人確認のために必要な運転免許証やパスポートなど

発行手数料

500円

問合せ先

住民生活課 戸籍窓口
(☎82-2131担当:久保、星野)

固定資産

建物の取得や取り壊しの 確認をお願いします

町では、「新築又は増築」された建物の評価(家屋評価)と、「取り壊した建物」の現地確認を行っています。建物を所有されている方は、平成24年度固定資産税納税通知書の最終ページに記載されている「課税明細書」をご確認いただき、変更があった場合や不明な点がありましたらご連絡下さい。担当者が現地確認に伺います。固定資産税は、毎年1月1日現在建物を所有されている方に納めていただく税金です。

年の途中で取得または取り壊しが合った場合は、翌年度から納めていただく金額が変わります。

問合せ先

税務課
(☎82-2131担当:中谷、蛸山)

ふるさと応援寄付金をいただき ありがとうございました

- ・小田 桐秀人さん (神奈川県川崎市)
- ・鈴木 昭さん (札幌市中央区)
- ・須田 誠一さん (札幌市清田区)
- ・滝本 豊さん (埼玉県戸田市)
- ・鶴田 昭さん (千葉県旭市)
- ・徳橋 隆さん (東京都世田谷区)
- ・西澤 章二さん (東京都大田区)
- ・三輪 啓介さん (福岡県久留米市)
- ・結城 繁さん (茨城県取手市)
- ・渡部 文博さん (神奈川県横浜市)

※ご本人の了承を得て掲載しています。

その他、1人の方から寄附をいただいております。

ふるさと応援寄付金の受付状況

(11月9日現在)

寄付申込人数

82人(受付開始以来)

本年度寄付申込額

212万**1**千円

戸籍の窓口から

(10月11日~11月10日届出分)

ご結婚おめでとう!

工藤 源治さん・佐賀 靖子さん(双葉町)

おくやみ申しあげます

与羽 ヒデさん(弥栄町)	83歳
奥村 伸子さん(伊茶仁)	70歳
吉田ミツノさん(桜ヶ丘町)	94歳
若杉登美子さん(伊茶仁)	88歳
松本ヒナ子さん(共栄旭町)	93歳
南 弘さん(若草町)	74歳
角谷 時男さん(鳩ヶ丘町)	91歳
若杉 良一さん(茶志骨)	82歳

※ご家族の了承を得て掲載しています。

寄付・寄贈ありがとうございました

(10月11日~11月10日受納分)

●標津病院に——

- 新井田清次さん ○若杉 義美さん
- 日下 律子さん ○松本 夕起さん
- しべつ・フリマの会さま
- 特定非営利活動法人キラリ工房さま

●社会福祉協議会に——

- 阿部 博幸さん ○北 美恵子さん
- 吉田 龍一さん ○若杉 義美さん
- 本村 統一さん ○白勢 幸子さん
- 辻 昌彦さん(音更町)

○曙町内会さま

●はまなす苑に——

- 福地 正克さん ○稗貫 勝弘さん
- 林 邦彦さん ○櫻井 昌子さん
- 吉田 初子さん ○林 裕子さん
- 金澤 弘一さん ○守田 榮子さん
- 日下 律子さん ○行田壽美子さん
- 熊谷 あさ子さん(札幌市)
- 理容こばやしさま ○あざみ会さま
- 染覚寺慈光仏教婦人会さま

※ご本人・団体の了承を得て掲載しています。

12月4日~10日は「人権週間です」

根室人権擁護委員協議会では、上記人権週間にあわせて特設人権相談所を下記のとおり開設します。

日時 12月1日(出)13時~

場所 あすばる

※相談無料・事前予約不要です

お歳暮に標津漁協の名産をご利用ください

鮭製品・帆立製品・たらこ・珍味類

TEL 0153-82-2035 FAX 0153-82-2388 <http://www.sake.or.jp>

 標津漁業協同組合 直売所

「日本で最も美しい村」 ガイドブックが出版されました

当町が加盟しているNPO法人「日本で最も美しい村」連合の、オフィシャルガイドブックがこのほどハースト婦人画報社から発刊されました。当町の他全44加盟村（現在は49村）の地域資源や「わがまちじまんの人、料理、商品」、2011年のフォトコンテスト入賞作品などが紹介されており、加盟村それぞれの美しい景観や魅力が詰まった一冊となっております。

また、丘のまち美瑛町や葉っぱビジネスで映画の舞台にもなった徳島県上勝町など、全国の先進的なまちづくりの取組みも掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

価格は1冊1,680円で、町内後藤書店にて取り扱っています。

問合せ先 企画政策課（中川、酒井）



スポーツ

☆12月のスポーツ☆

- 3日(月)～17日(月)**
ノーマライゼーションデー
〔毎週月曜 9～15時 総合体育館〕
- 6日(木)、13日(木)**
ノルディックウォーキング教室
〔18時～ 総合体育館〕
- 8日(土)**
曾田雄志サッカー教室
〔10時～ 総合体育館〕
標津スポーツクラブNPO法人取得記念久保俊治講演会
〔15時～ あずばる〕
- 9日(日)**
第31回バレーボールリーグ戦大会決勝トーナメント
〔9時～ 総合体育館〕
第35回秋季町民卓球大会
〔9時～ 川北体育館〕
第31回標津町防犯剣道大会
〔9時～ 鳩ヶ丘体育館〕
- 10日(月)、17日(月)**
スポーツ体験教室
〔16時～ 総合体育館〕
- 13日(木)**
体組成計からだチェックデー
〔10時～、18時～ 総合体育館〕
- 15日(土)**
渡邊光昭キッズ体操教室
〔10時～ 標津幼稚園〕
- 23日(日)**
第8回根室支部長杯卓球大会
〔9時～ 総合体育館〕
- 29日(土)**
川原正行スケート講習会
〔13時～ 町営リンク〕
〈以上、主な大会、教室など〉

節電にご協力をお願いします

北海道電力では、今冬に備えるため、電力供給対策に取り組み、最低限必要な予備率は確保できる見通しとなりましたが、冬の北海道において電力不足は社会生活等に甚大な影響を及ぼすことから、今夏に引き続き節電への協力を呼びかけています。各家庭におかれましてもご理解とご協力をお願いします。

■節電をお願いする期間と時間帯

12月10日(月)～12月28日(金)	平日	16時～21時
1月7日(月)～3月1日(金)	平日	8時～21時
3月4日(月)～3月8日(金)		16時～21時

節電に関する問い合わせは、**節電ダイヤル（通話料無料）**へ

☎0120-009-428

開設期間：11月2日(金)～3月8日(金)

受付時間：9時～17時（土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

最低賃金額

時間額 **719円**

効力発生效年月日 平成24年10月18日

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が左のとおり改定されました。

厚生労働省北海道労働局労働基準監督署(支所)

役場の 開庁時間を 弾力的に 拡大 しています！

町では町民サービスの向上をより一層図るため、前年度と同様に役場や各施設で開庁時間の拡大や、休日（土曜日・日曜日・祝日）における一部業務を下のとおり行っています。

平日時間

8時～18時

お気軽に
ご利用ください!!

休日取扱業務

8時30分～17時15分

- ▷ 住民票・印鑑証明の発行
- ▷ 婚姻届・死亡届などの受領

町長がいつでもどこでも伺います！

「まちづくり出前講座」をご利用ください！

町民の方が5人以上集まる機会であれば、町長が出向き、町政についての説明や質問にお答えする「まちづくり出前講座」を開設しています。

詳しい内容、申し込みは総務課まで。

（事前の申し込みが必要です）

入浴中の事故にご注意!

冬は、入浴中の事故が増える傾向にあります。寒い時期は脱衣室や浴室、さらにお湯の温度差が大きく、入浴による血圧・脈拍の上昇で心臓や血管に大きな負担をかけることとなります。

例えば、冷えた体で42℃以上のお湯に入ると、血管が収縮し急激に血圧が上昇、血圧上昇に伴い脈拍数も上昇、大量の発汗で脱水状態になり血液の粘り気が増し、脳梗塞や脳出血、心筋梗塞等を発症する危険性が増します。

また、長時間の入浴で、のぼせて転倒し負傷する場合があります。

《事故を防ぐには以下の事に注意して下さい》

- ・体調が悪い時は無理に入浴しない
- ・高温での入浴はしない
- ・脱衣室や浴室を暖めておく
- ・身体の不自由な方や高齢者の入浴は、家族により定期的に声をかける
- ・飲酒後の入浴はさける
- ・長時間の入浴は控える
- ・入浴後、浴槽から急に立ち上がらない



～ 標津消防署 ～

防災行政無線

◇デジタル化◇ 更新工事のおしらせ

町では現在、防災行政無線設備をアナログ式からデジタル式へ更新する工事をおこなっています。

この工事により各家庭等に貸付設置している戸別受信機の音声鮮明となり、町からのお知らせや非常時の情報なども聞き取りやすくなります。

無線のデジタル化更新工事に伴い、「戸別受信機」の取り替えが必要になることから、各家庭を業者が直接お伺いして交換作業を順次おこないますので町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※取り替え作業の予定日時等は工業者より直接ご連絡いたします。



問合せ先

役場住民生活課
☎82-2131 内線124

納税は便利な口座振替をご利用ください

町税などは金融機関の口座振替によって納入することができるため、納期限を忘れて督促料がかかることもなく、わざわざ納めに行く手間もかかりませんので、日ごろ忙しい方や共働きの方はぜひご利用ください。ご希望の方は口座のある金融機関へお申し込み願います。また、分納相談等も随時受け付けておりますので、お気軽に担当までご連絡願います。

調理師就業届を提出下さい!

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を、翌年1月15日までに届け出なければならないと定めており、今年度は届出の必要な年となっています。

問合せ先

- ・(社)北海道全調理師会中標津支部
☎0153-72-2772 【レストラン河亭】
- ・中標津保健所
☎0153-72-2168 【担当：柳原】

※また、インターネットでの届出も可能です。
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=8c9XVvlm>

ホームヘルパー2級講座を開催します

根室管内4町通年雇用促進協議会では、季節労働者の方を対象に、無料でホームヘルパー2級を習得する講座を開催します。

※一般の方は受講料がかかります。

開催日時 1月23日(水)～25日(金)
1月28日(月)～2月1日(金)
計8日間

開催場所 中標津経済センター
(なかまっぶ) 2F

申込 12月17日(月)～1月10日(木)まで
定員になり次第締切(定員5名)

問合せ先 根室管内4町通年雇用促進協議会
中標津町東13条南7丁目
☎0153-72-6789

平成24年度工業統計調査を実施します

工業統計調査はわが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査時点は24年12月31日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

問合せ先 総務課(水口・竹村)

ホンダ・ヤマハ 除雪機専門店

購入、買替え、下取り、OK
点検、修理承り中!



ツインカム エムワイ
Twin Cam M.Y
標津町川北本通29-1
☎(0153) 85-3822

INFORMATION

☆年末・年始休業のお知らせ☆

の部分が休業日です。

	平成24年12月					平成25年1月						
	27日(木)	28日(金)	29日(土)	30日(日)	31日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)
役 場 (☎82-2131)												
標 津 病 院 (☎82-2111)									午前のみ			
保健福祉センター (☎82-1515)												
ひまわり温泉 (☎82-1515)												
標津町生涯学習センター (☎82-2900)												
川北生涯学習センター (☎85-2224)												
川 北 体 育 館 (☎85-2224)												
川 北 児 童 館 (☎85-2057)												
総 合 体 育 館 (☎82-3112)												
図 書 館 (☎82-2074)												
キ ラ リ 児 童 館 (☎82-2353)												
北 方 領 土 館 (☎82-2422)												
親 子 交 流 館 (☎82-2400)												
ごみ収集・し尿汲み取り												
清掃センター・最終処分場												
町 営 バ ス												
サーモン科学館 (☎82-1141)	12月1日(土)～1月31日(木)					特別開館(10時～14時)						
海の公園「交流ハウス」 (☎82-3211)						11月1日(木)～4月28日(日)						
海の公園キャンプ場 (☎82-2265)						11月1日(木)～4月28日(日)						
ポー川史跡自然公園 (☎82-3674)	12月29日～1月6日休園、ほか4月28日(日)までの冬期間は事前予約制開園											

【上記休業期間中の急用受付対応】

- ▷ 役 場 住民票・印鑑証明の発行、出生届・婚姻届・死亡届の受領は随時行います。
- ▷ 標 津 病 院 急患は随時受付しますが、事前にご連絡ください。(☎82-2111)
- ▷ 保健福祉センター 地域包括支援センターは緊急時に電話受付します。(☎82-1588) ※標津病院に転送されます

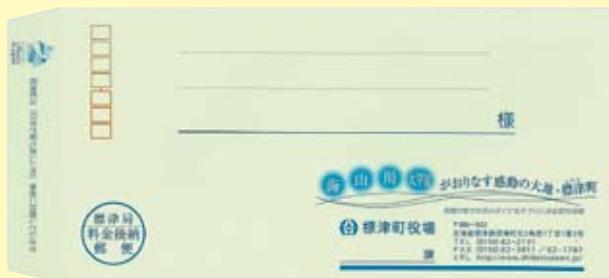
※ごみ収集・清掃センター・最終処分場は12月30日から1月6日まで休業しますので、年末のごみの出し忘れ等が無いようお気をつけ下さい。(1月7日から通常通り業務開始します)

◇役場封筒デザインを一新します

昨年度よりスタートしました、ふるさと新生プラン・ステップⅡのシンボルテーマ「海・山・川・大平原がおりなす感動の大地・標津町」の定着化を図るため、これまで約25年にわたって活用してきた役場封筒のデザインを一新します。

新しい封筒は、これまでのサーモンピンクに替わり、緑地の封筒に青の印字として、海・山・川・大平原をイメージしたデザインとしています。

今年度より、順次新しい封筒に切り替えていきます。



新しい役場の封筒

☆☆☆ 郷土(標津町)の活性化を 町民の力で ☆☆☆
まちが変わります。 変えましょう!!

地元で買おう 地元を使おう
地元で食べよう
「地産地消」の心で!!

生き生き標高郷土の標・地域で育てる
標津高校
標高の存続は町民みんなの願い!!

地方発送
承ります

12月9日特売します

会場:文化ホール お歳暮用品に是非ご利用ください!!

営業時間 朝10:00～夕方4:30まで(冬期 日曜定休)

サーモンパーク サーモンハウス内 **しべついちば**
標津町北1条西6丁目1番2号 TEL/FAX 0153-82-3132





かわさき さき
河崎
(茶志骨) 主婦

みつ 光さん

「誕生日」

誕生日を迎えて嬉しい年令ではないが、今年も格別だった。憧れの地の洒落たレストランで、大きなケーキを囲んで15人の旅の仲間達に祝ってもらった。

7月10日、念願のベネズエラとエクアドルの旅へ出発。ところが成田発の飛行機が故障で乗り換える。遅れて出発した為アトランタで乗り継ぎが

できず、予定外のメキシコへ飛ぶ事になったが、雷と稲光で、又出発が遅れる。メキシコでの乗り継ぎも間にあわず泊まる事になった。

翌日、メキシコの遺跡を見に行く。私は、内心ラッキー!!と喜んだ。夜中の便でベネズエラの首都カラカスへ飛ぶ。到着後、遅れを取り戻す為にセスナをチャーターして一気に目的地へ。目指すはエンジンフォールだ。

凸凹道を車に揺られ、その後2艘のカヌーに分乗して、広い川を上流へ。途中、島に上陸して踏み固めた道らしき所を進み、又、カヌーで上流へ。滝の良く見える島へ着く。晴れて眺望も素晴らしいかった。

本来ならば、歩いて滝の近く迄行く筈だったが、トラブル続きで時間がとれず引き返す。カ

ヌーに乗ってすぐ、スコールに合う。1時間程続いたスコールに、全身ずぶ濡れになった。途中から日も落ち、真暗闇の中にホテルが飛び、遠くの空に雷鳴と稲妻が不思議と美しかった。カヌーに灯火はない、川幅がどれ位なのかも判らない、暗闇を静かに下って行く。不安な気持ちで、ジューと先の方を伺っていた。船着場の灯が見えた時は、ホッとした。その後も時間的なゆとりは無かった。

エクアドルに入り、首都キトで赤道を跨いで記念撮影。そして、ガラパゴスへ。やっと、ゆつたりと動物達と過ごす事ができた。7月16日、3日遅れの誕生日を祝ってもらった。

次の「まちの声」は、星ひとみさん(茶志骨)です。

★標津町民憲章★

(昭和46年11月3日制定)

- ◇健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。
- ◇自然を愛し美しい郷土をつくりましょう。
- ◇たがいに助け合い暖かい社会をつくりましょう。
- ◇心を豊かにし文化を高めましょう。
- ◇子どもの夢を育て平和な町をつくりましょう。

1月の運転免許更新時講習会

優良運転者で、更新手続きを終了した方のみ受講できます。

- 日時 1月8日(火) 13時30分～
- 場所 あすばる
- 問合先 住民生活課

人のうごき

◇平成24年11月1日 現在 (前月比)

・人口	5,633人(- 8)
・男	2,741人(0)
・女	2,892人(- 8)
・世帯数	2,348世帯(+ 1)

◆人口前月比の内訳

増	減	比較
転入 12人	転出 15人	- 3人
出生 0人	死亡 6人	- 6人
その他 1人	その他 0人	+ 1人
計 13人	計 21人	- 8人

町内の交通事故

◇平成24年9月30日～10月30日 (本年の累計)

・人身事故	1件 (4)
・負傷者	1件 (5)
・死亡者	0件 (1)
・物損事故	12件 (143)

編集のまど



- ▷ 高齢者演芸大会や各地区での文化祭などを通して、「文化の秋」を楽しむことができました。皆さん良い顔で発表されており、文化の共有を通じて心が豊かになるようでした。
- ▷ 衆議院の解散を受けて、「第46回衆議院議員総選挙」が12月16日を投開票日に行われます。投票は、私たち国民の意思を国政に正しく反映していくための、大切な手段です。当日都合の悪い方も期日前投票や不在者投票等の制度がありますので、ぜひご利用下さい。(T)